

使用開始日 2016年10月21日

投資信託説明書(交付目論見書)

7784-⑧

GS エマージング・資産分散ファンド

追加型投信／海外／資産複合

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

- 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号
- ホームページ www.gsam.co.jp
- 電話番号 03-6437-6000(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)
- 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]
三井住友信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	その他資産(投資信託証券 (資産複合(株式、債券、 商品先物)資産配分固定型))	年4回	エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うGS エマージング・資産分散ファンド(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成28年10月20日に関東財務局長に提出しており、平成28年10月21日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日：1996年2月6日

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：1兆6,020億円(2016年8月末現在)

資本金：4億9,000万円(2016年10月20日現在)

グループ資産残高(グローバル)：1兆1,270億米ドル(2016年6月末現在)

※本書において、本ファンドの主な投資対象である投資信託証券(以下「指定投資信託証券」ということがあります。)について、「ゴールドマン・サックス・ファンズS.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・エクイティ・ポートフォリオ*1」を「ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・エクイティ・ポートフォリオ」または「エマージング株式」、「ゴールドマン・サックス・ファンズS.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ*2」を「ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ」または「エマージング債券(現地通貨建て)」、「ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト・エンハンスト・コモディティ・サブ・トラスト*3」を「ゴールドマン・サックス・エンハンスト・コモディティ・サブ・トラスト」または「コモディティ」といいます。

*1 2016年5月に「ゴールドマン・サックス・ファンズS.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・ブロード・エクイティ・ポートフォリオ」から「ゴールドマン・サックス・ファンズS.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・エクイティ・ポートフォリオ」に名称を変更しました。

*2 2016年5月に「ゴールドマン・サックス・ファンズS.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ」から「ゴールドマン・サックス・ファンズS.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ」に名称を変更しました。

*3 2016年10月に「ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト・ゴールドマン・サックス・エンハンスト・コモディティ・サブ・トラスト(日本においては適格機関投資家限定)」から「ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト・エンハンスト・コモディティ・サブ・トラスト」に名称を変更しました。

ファンドの目的

エマージング株式、エマージング債券（現地通貨建て）、コモディティへの投資を通じて、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

ファンドのポイント

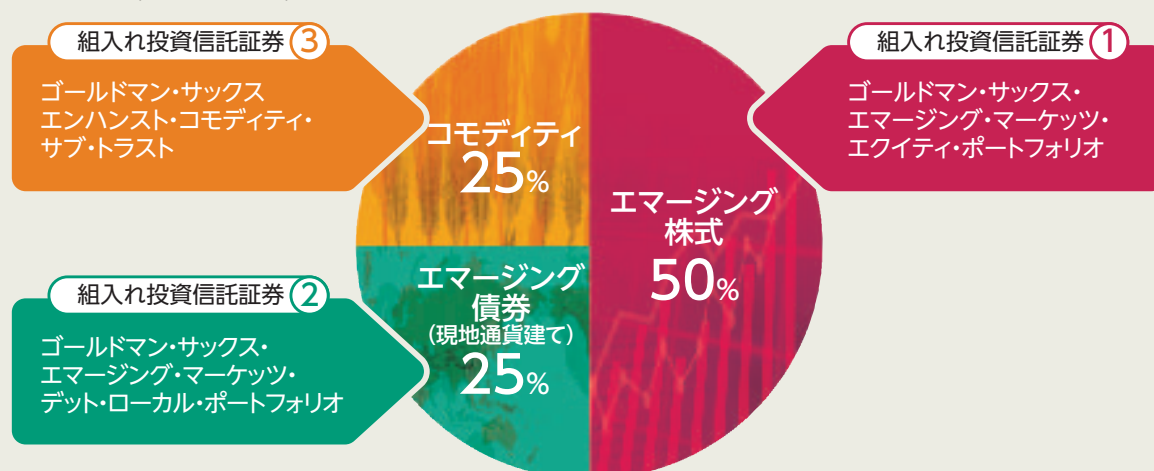
- 1 エマージング株式、エマージング債券（現地通貨建て）*1、コモディティ*2に投資することで、元本の成長と配当および利息収益を追求します。
（外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。）

*1 エマージング債券市場においては、米ドル等主要通貨建てと現地通貨建ての債券が発行されていますが、本ファンドの実質的な投資対象であるエマージング債券は現地通貨建てです。

*2 コモディティへの投資は、米国の取引所に上場されている米ドル建ての商品指数先物取引等を通じて行います。

- 2 資産配分は、エマージング株式50%、エマージング債券（現地通貨建て）25%、コモディティ25%を基本とします。

本ファンドは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）50%+JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）25%+S&P GSCIトータル・リターン・インデックス（円換算ベース）25%を運用上の参考指標とします。



本ファンドは、上記の資産配分を保つよう努めますが、市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記の資産配分から離れる場合があります。

- 3 3ヵ月毎の決算時（毎年1月、4月、7月、10月の20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、各資産からの配当、利息収益を中心に、原則として収益分配を行います。また、基準価額水準や市況動向等によっては、各資産の値上がり益や為替の評価益等も勘案して収益分配を行う場合があります。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

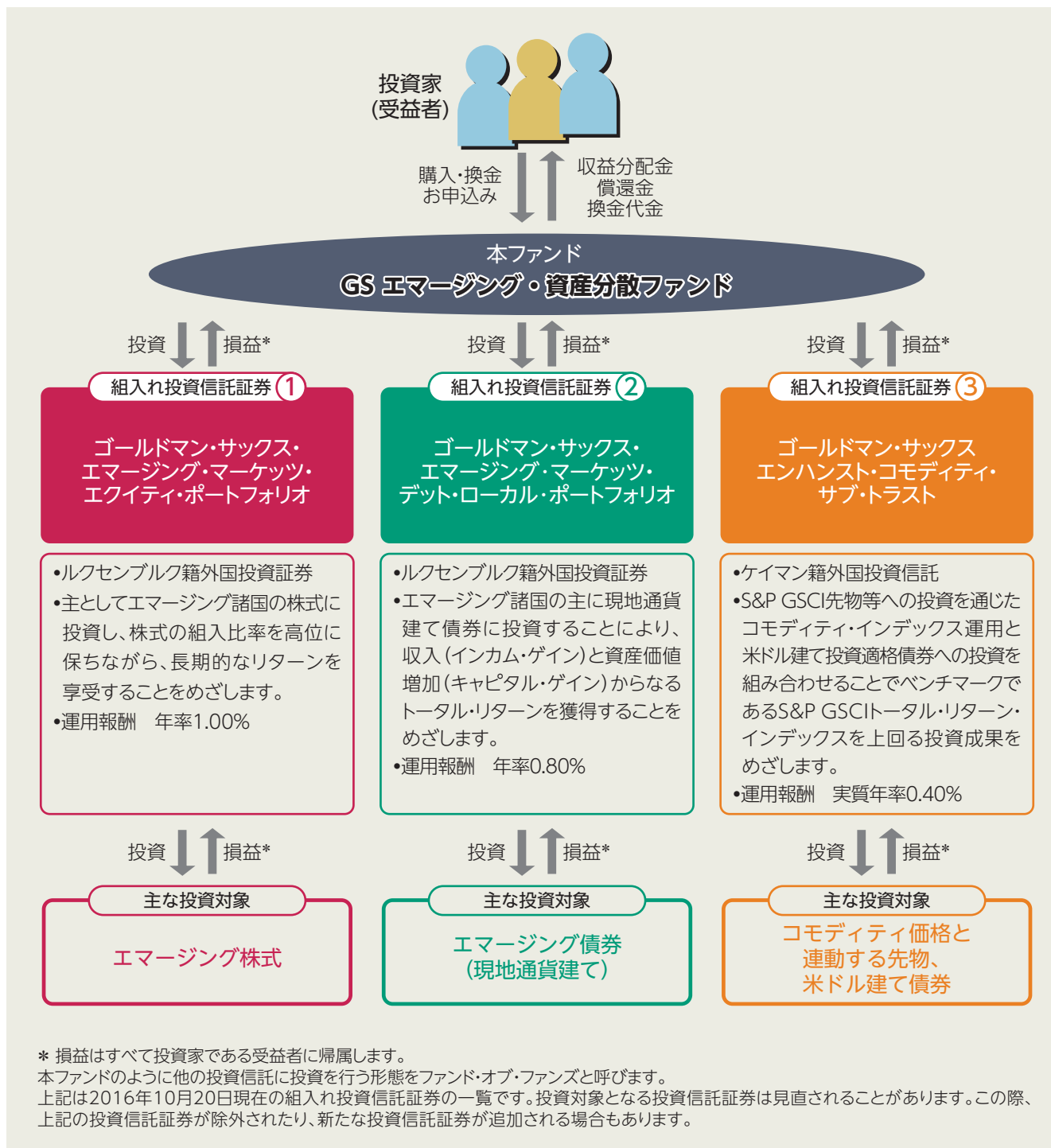
（ファンド・オブ・ファンズ方式については、次ページの「ファンドの仕組み」をご覧ください。）

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

エマージング市場には、社会・経済・政治の不安定要素が大きく、また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。

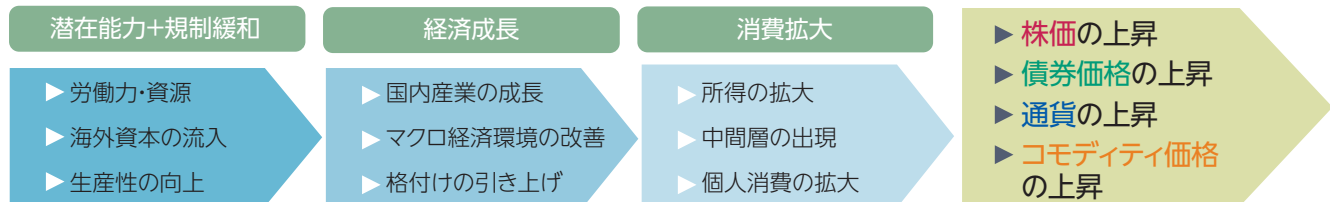


エマージング市場には、社会・経済・政治の不安定要素が大きく、また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

エマージング市場への投資

エマージング諸国の成長からもたらされる収益機会

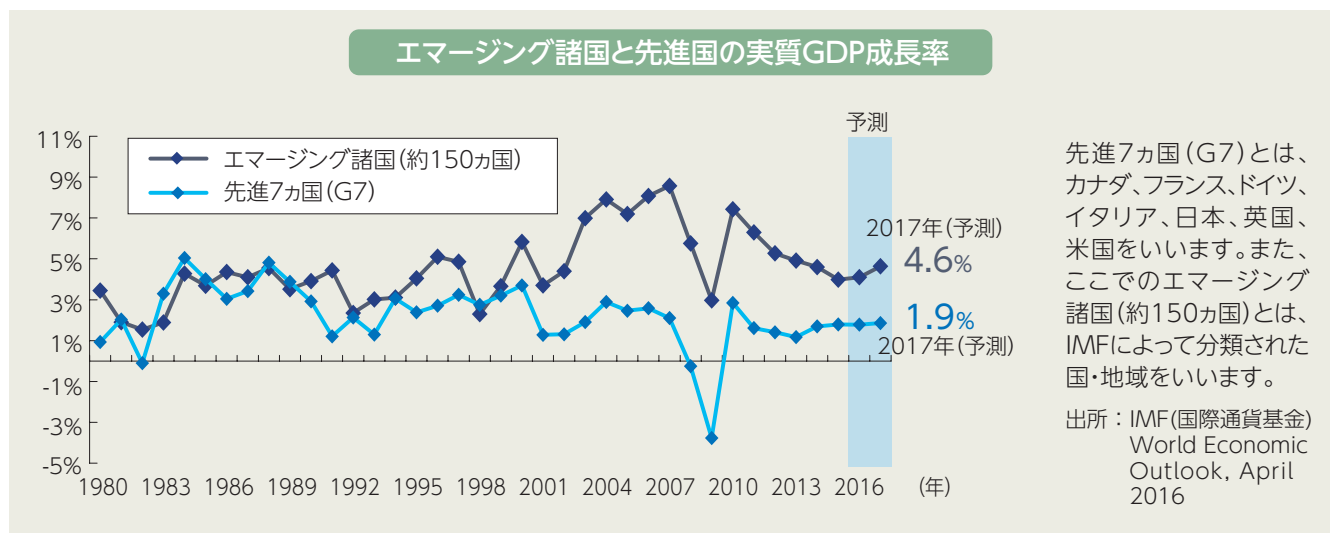
株式、債券、コモディティを組み合わせることによって、エマージング市場の成長がもたらす収益機会を幅広く捉えることができると考えます。また、株式や現地通貨建て債券への投資を通じて、通貨からの収益機会も追求します。



上記は、経済成長に伴うエマージング諸国・地域の魅力について例示をもって理解していただくための概念図です。すべてを網羅しているものではありません。景気の後退・政治不安その他の要因により、上記のとおりになるとは限らず、各資産の価格が下落することもあります。

高成長が期待できるエマージング諸国

エマージング諸国は、先進国とのビジネス（輸出等）を通じた外需による成長と、域内の巨大な人口を背景とした内需による成長とが相まって、長期的に高い成長力を持続するものと予想されます。



上記は過去のデータおよび一時点における予測値であり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

エマージング市場には、社会・経済・政治の不安定要素が大きく、また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

ファンドの運用 ①エマージング株式

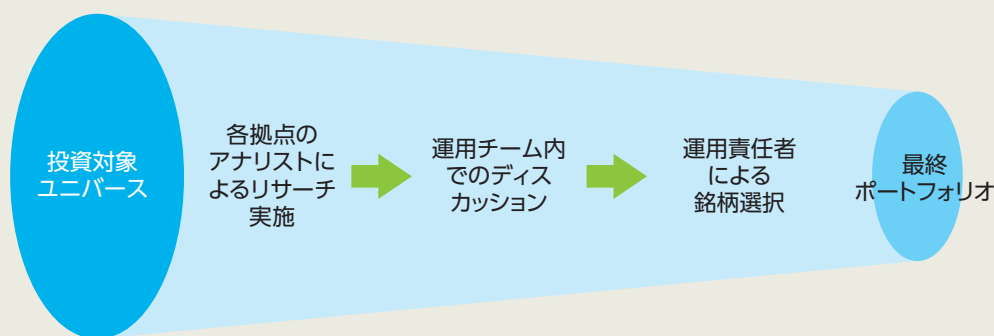
ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・エクイティ・ポートフォリオの特徴

- 主としてエマージング諸国の株式に投資し、株式の組入比率を高位に保ちながら、長期的なリターンを享受することをめざします。
- MSCIエマージング・マーケット・インデックス(米ドル・ベース)を運用上のベンチマークとします。
- 本エクイティ・ポートフォリオは米ドル建てです(本エクイティ・ポートフォリオで組入れる株式については、各エマージング通貨の対米ドルでのヘッジは行いません。)

運用体制およびプロセス

本エクイティ・ポートフォリオの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのエマージング市場株式チーム(ファンダメンタル株式運用グループ)が主として担当します。エマージング市場株式チームは、世界各国に配置されたアナリストがリサーチを実施し、定期的なミーティングを通じて情報の共有化を図るリサーチ体制をとっています。以下のプロセスに従って、グローバルのリサーチ体制を活用したボトム・アップ・アプローチによる銘柄選択を行います。

グローバルのリサーチ体制を活用したボトム・アップ・プロセス



投資ユニバースには、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの構成国以外の銘柄も含まれます。したがって、当インデックスの構成銘柄以外にも投資を行うことがあります。また、当インデックスの構成銘柄であっても、必ず投資するとは限りません。

「ビジネスの質」および「経営者の質」について、それぞれ以下のような観点から評価し、銘柄選択を行います。

ファンダメンタルズに基づいたボトム・アップ分析

ビジネスの質

- 強力な価格決定力
- 長期的に安定した収益
- RoIC*やRoEなど投資収益性・効率性が高水準または改善傾向
- フリー・キャッシュ・フローが高水準または改善傾向など

経営者の質

- 経営資源管理能力
- 業界他社と比較した場合の企業収益の優位性
- 利益目標が株主利益と一致
- 社会的責任 など

* RoICとは利益を投下資本(有利子負債+株主資本)で割った数値

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント内のグローバル・リソースを積極活用

より広範囲な視点で捉えるため、ファンダメンタル株式の先進国株式チームやグローバル新興国債券・為替チームなど他のゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント運用チームのリソースを有効活用しています。

- マクロ的安定をもたらしうる構造変化
- 物価動向
- 経済の成長性
- 透明性が高く適切な金融政策
- 持続可能な財政政策と通貨制度
- 透明性の高い規制環境 など

本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

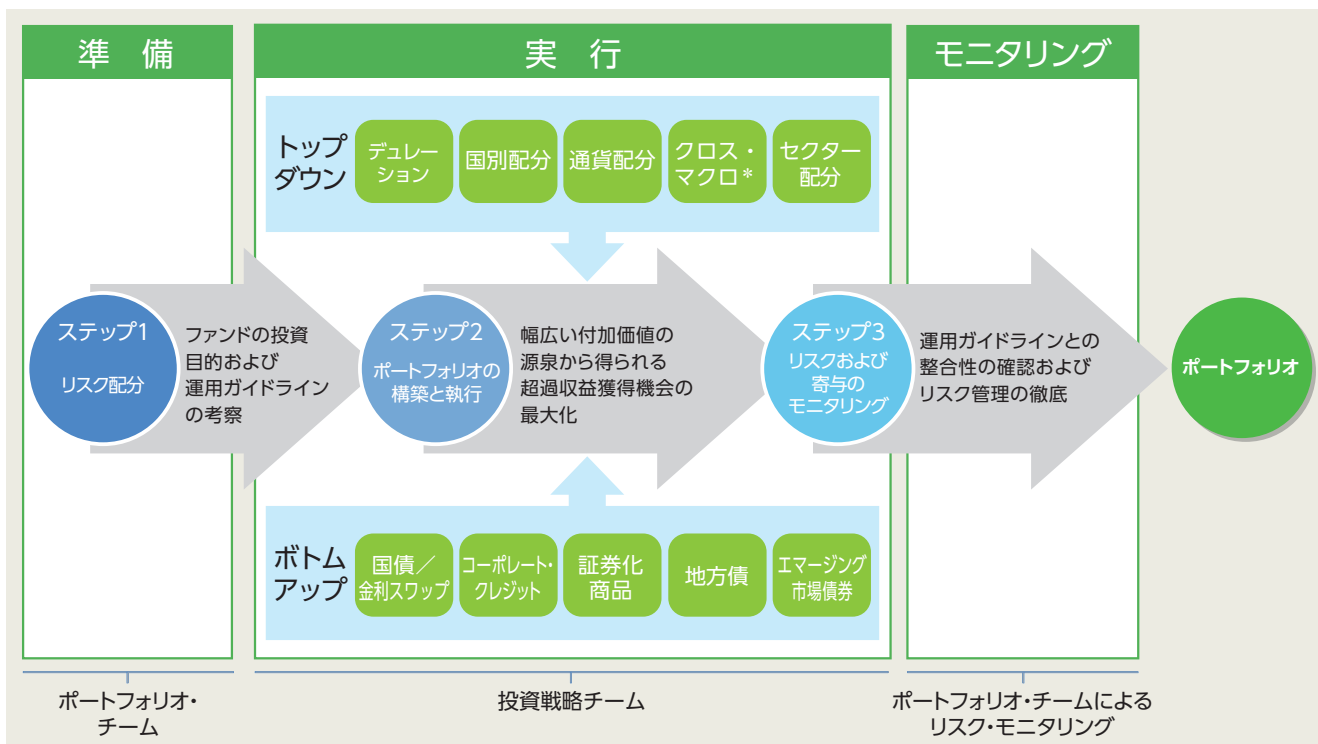
ファンドの運用 ②エマージング債券(現地通貨建て)

ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオの特徴

- エマージング諸国の主に現地通貨建て債券に投資することにより、収入(インカム・ゲイン)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなるトータル・リターンを獲得することをめざします。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(米ドル・ベース)を運用上のベンチマークとします。
- 本デット・ローカル・ポートフォリオは米ドル建てです(本デット・ローカル・ポートフォリオで組入れる債券については、各エマージング通貨の対米ドルでのヘッジは行いません。)

運用体制およびプロセス

本デット・ローカル・ポートフォリオの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。



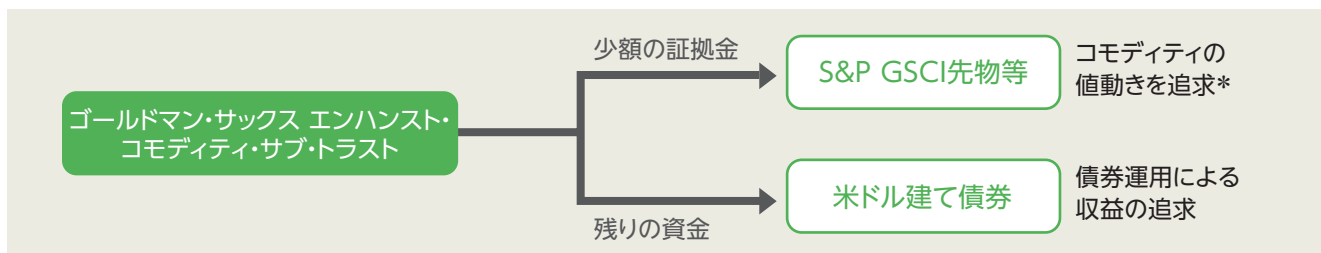
*「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

ファンドの運用 ③コモディティ

ゴールドマン・サックス エンハンスド・コモディティ・サブ・トラストの特徴

- 商品指数先物取引等(S&P GSCI先物またはS&P GSCIを構成する個別の商品先物)を利用し、ベンチマークであるS&P GSCIトータル・リターン・インデックス(米ドル・ベース)に連動した投資成果をめざす運用と米ドル建て投資適格債券を主な投資対象とした債券アクティブ運用を行うことでベンチマークを上回る投資成果をめざします。
- 本コモディティ・サブ・トラストは米ドル建てです。

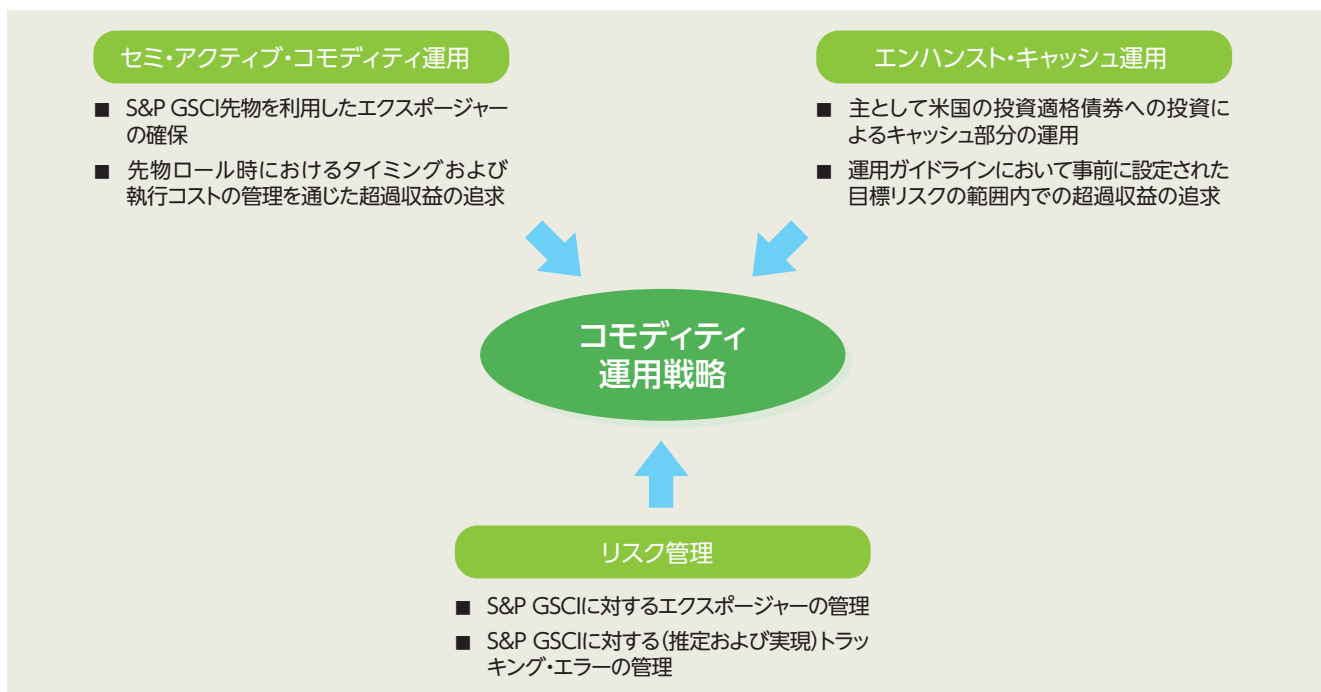
[S&P GSCI][GSCI]は、ザ・マグロウ・ヒル・カンパニーズ社の所有する登録商標であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に対して利用許諾が与えられています。S&Pは、本商品を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また本商品への投資適格性について何ら表明するものではありません。GSCI(そのサブ・インデックスを含む)はゴールドマン・サックス社又はその関連会社によって所有・支持・承認されるものではありません。



* 商品の实物に投資を行うのではなく、コモディティ価格と同様の値動きをする商品指数先物等への投資を通じて行います。通常の状態において、S&P GSCI先物等の投資額は純資産総額の100%を超えないものとします。

運用体制およびプロセス

本コモディティ・サブ・トラストの運用を担うゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループは、戦略／セクター毎にチームを編成し、それぞれのチームが各々の担当分野における投資の意思決定を行います。ポートフォリオ構築はポートフォリオ・チームによって行われ、この体制により、セクター・チームの投資意思決定を効率的にポートフォリオへ反映することが可能となっています。



本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 指定投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび外国法人が発行する譲渡性預金証書以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの分配方針

原則として、3ヵ月毎の決算時(毎年1月、4月、7月、10月の20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、各資産からの配当、利息収益を中心に収益分配を行います。また、基準価額水準や市場動向等によっては、各資産の値上がり益や為替の評価益等も勘案して分配を行う場合があります。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

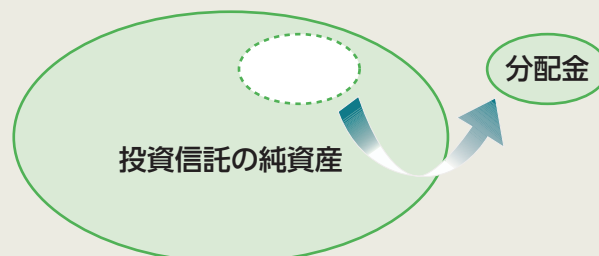


※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

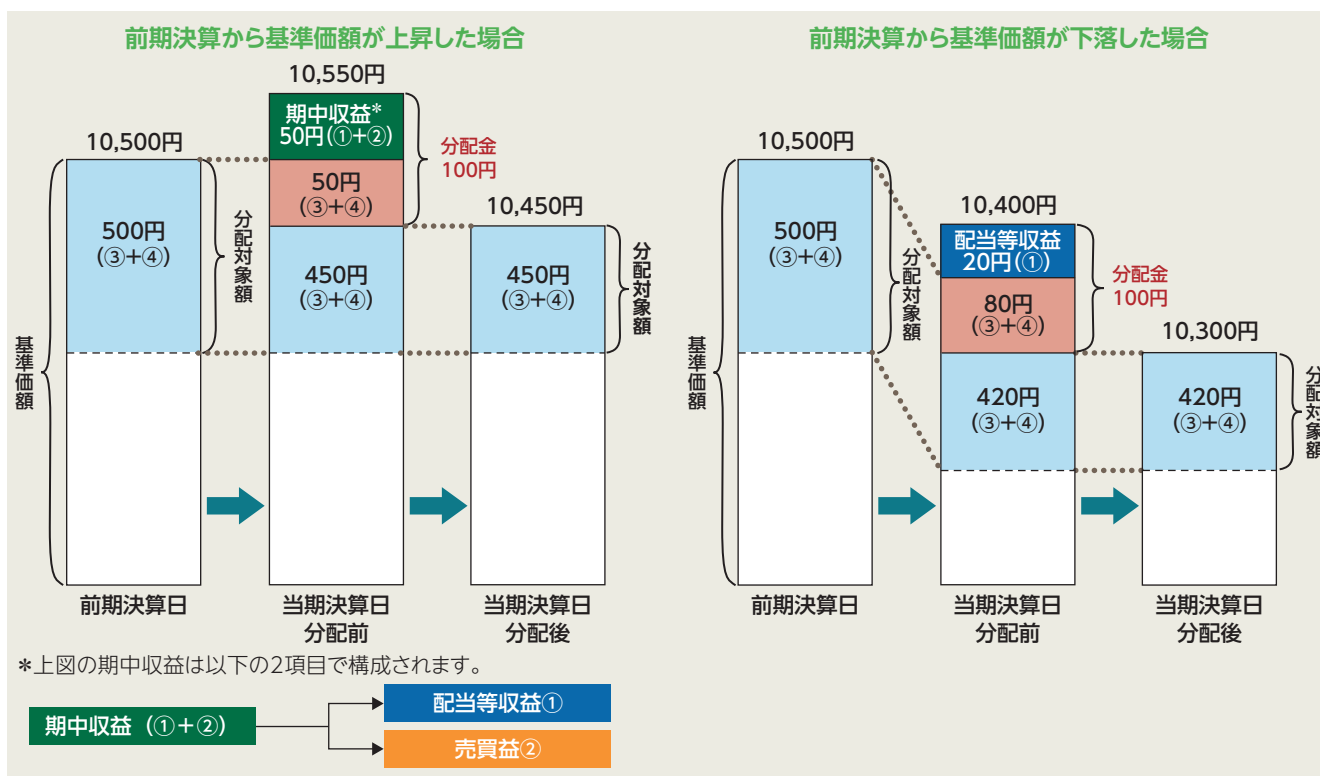


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

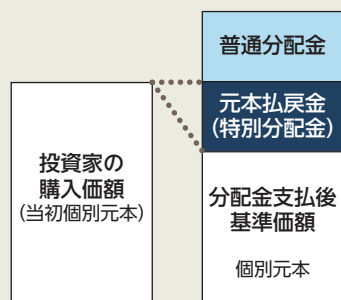


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

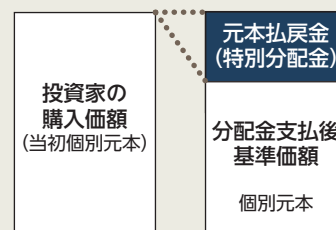
投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

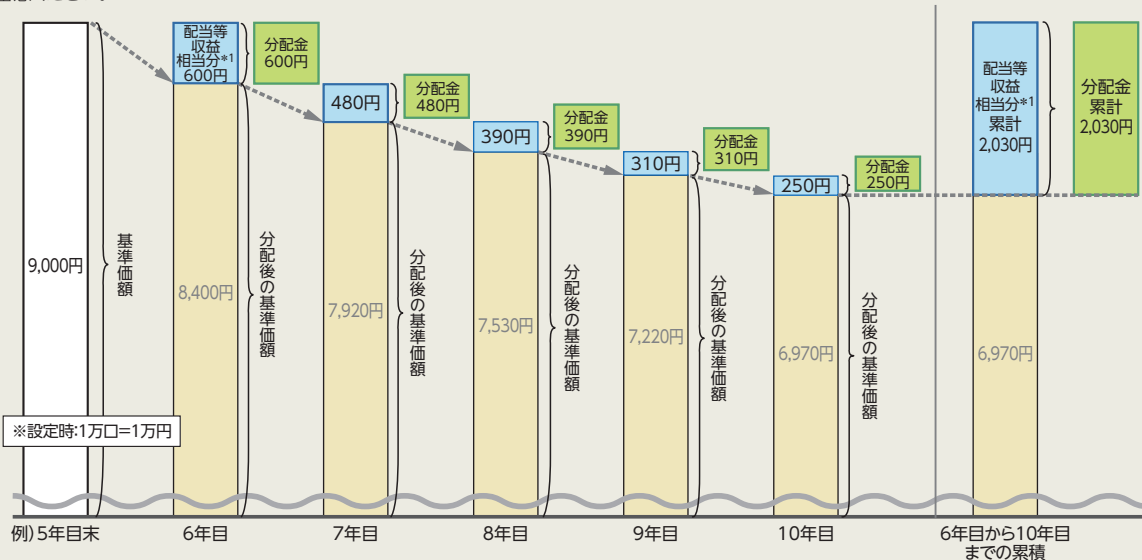
(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

数年間にわたって基準価額が下落した場合

① 配当等収益を中心に分配する場合

※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

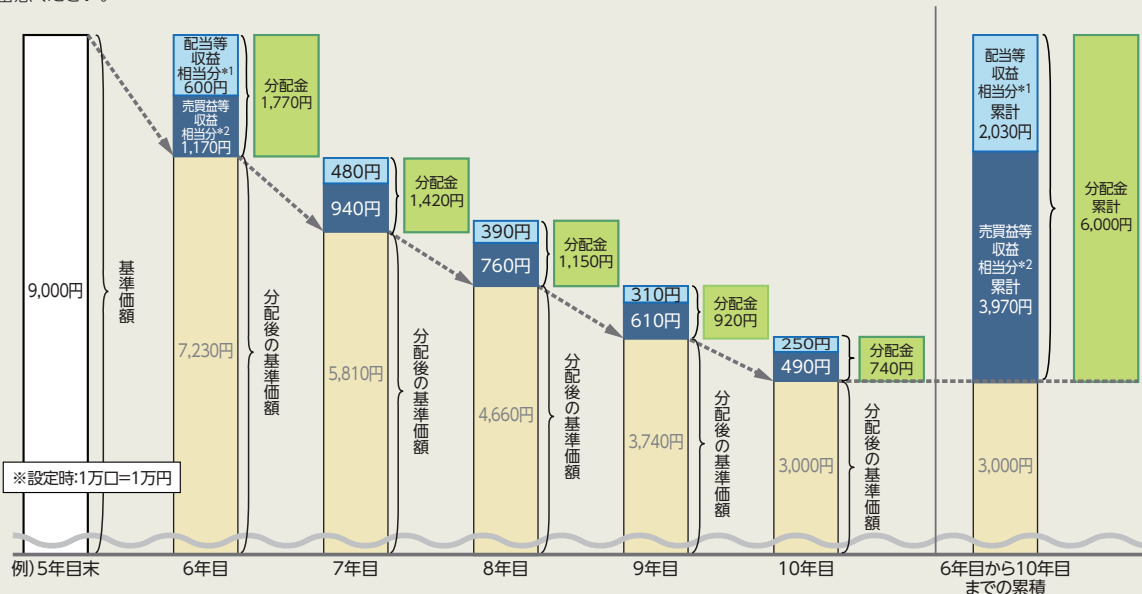
※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



② 配当等収益に加え、売買益(評価益を含みます。)も分配する場合

※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



* 1 配当等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち配当等収益を含む場合があります。

* 2 売買益等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

(注) 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分(配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円)の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円(3,000円+3,970円)になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

追加的記載事項

組入れ投資信託証券の概要

① エマージング株式

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ーゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・エクイティ・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券(米ドル建て)
投資目的	エマージング諸国の主に株式および株式関連証券に投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざします。
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(米ドル・ベース)
主な投資対象	①主に、エマージング諸国の企業により発行された株式および株式関連証券に投資します。 ②ADR(米国預託証券)、GDR(グローバル預託証券)、EDR(ヨーロッパ預託証券)などにも投資できます。 ③通常の場合において、資産の3分の2以上を株式または株式関連証券に投資します。
運用報酬等	年率1.00%(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。)
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク) ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー(GSシンガポール) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(GSAMシンガポール)

② エマージング債券(現地通貨建て)

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ーゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券(米ドル建て)
投資目的	エマージング諸国の主に現地通貨建て債券に投資することにより、収入(インカム・ゲイン)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなるトータル・リターンを獲得することをめざします。
ベンチマーク	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(米ドル・ベース)
主な投資対象	①主に、エマージング諸国の現地通貨建ての国債および社債に投資します。 ②金融デリバティブ商品(金利スワップ、通貨スワップ、NDF等)などにも投資できます。 ③通常の場合において、資産の3分の2以上を債券に投資します。
運用報酬等	年率0.80%*(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。) *上記投資信託証券の運用報酬の一部(年率1.00%のうち、年率0.20%)は、本ファンドに対して毎月払い戻されるため、実質的な運用報酬率は年率0.80%となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク) ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー(GSシンガポール) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(GSAMシンガポール)

③ コモディティ

ファンド名	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト ーエンハンスド・コモディティ・サブ・トラスト
ファンド形態	ケイマン籍外国投資信託(米ドル建て)
投資目的	商品指数先物取引等(S&P GSCI先物またはS&P GSCIを構成する個別の商品先物)を利用し、ベンチマークであるS&P GSCIトータル・リターン・インデックスに連動した投資成果をめざす運用と米ドル建て投資適格債券を投資対象とした債券アクティブ運用を行うことでベンチマークを上回る投資成果をめざします。
ベンチマーク	S&P GSCIトータル・リターン・インデックス(米ドル・ベース)
主な投資対象	①S&P GSCI先物ないしはS&P GSCIを構成する商品先物・オプション等、②米国以外の国債、政府機関債および地方債、およびプレディ債、③国際機関債、④米国内外の社債、⑤モーゲージ証券、商業不動産ローン担保証券およびその派生商品等、⑥モーゲージ担保証券、⑦資産担保証券、⑧ヤンキー債およびユーロ債、⑨通貨フォワード取引、⑩定期預金、米国債、短期金融商品
運用報酬等	年率0.40%*(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。) *上記投資信託証券の運用報酬の一部(年率0.45%のうち、年率0.05%)は、本ファンドに対して毎月払い戻されるため、実質的な運用報酬率は年率0.40%となります。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)

※上記投資信託証券については、日々の流入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われます。これは、資金の流入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

※上記は2016年10月20日現在の組入れ投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因

エマージング市場への投資に伴うリスク

エマージング諸国の市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が低いことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること（このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。）、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。エマージング市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。

株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク

本ファンドは、外国株式を投資対象とする投資信託証券を組入れますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うこととなります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入る有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。また、本ファンドが組入れる投資信託証券は、少数の銘柄に集中して投資を行いますので、多数の銘柄に分散投資した場合と比較して、ボラティリティ（価格変動率）が高くより大きなリスクがあると考えられます。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

債券投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、外国債券を投資対象とする投資信託証券を組入れますので、本ファンドへの投資には、債券投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うこととなります。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の値動きの幅および信用リスクは、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

コモディティ投資リスク

本ファンドが組入れる投資信託証券は、商品指数先物取引等を利用しS&P GSCIトータル・リターン・インデックスを上回る投資成果をめざすため、本ファンドの基準価額は、S&P GSCIを構成するさまざまな商品先物市場の変動の影響を受けます。

為替リスク

本ファンドの外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

アクティブ運用に関するリスク

本ファンドが投資する投資信託証券の組入れ銘柄は、ベンチマークまたは参考指標とするインデックスの構成銘柄から大きく異なる場合があります。その結果、各投資信託証券の純資産価格の値動きが、ベンチマークまたは参考指標の動きから大きくかい離することがあります。

その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスク管理体制

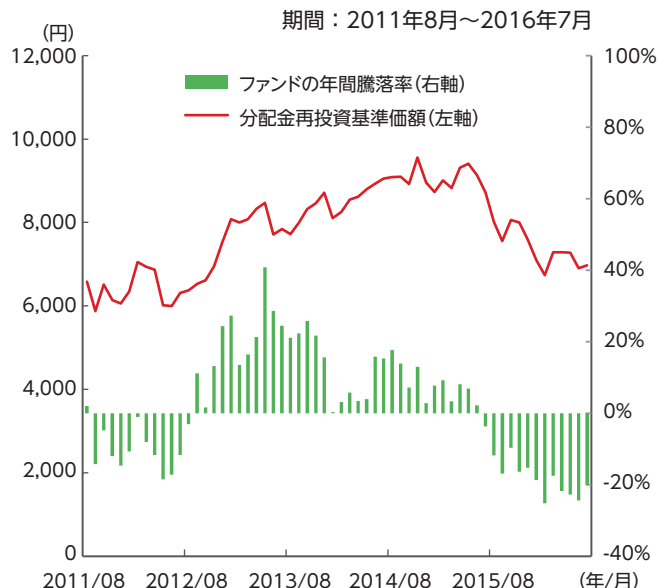
運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

参考情報

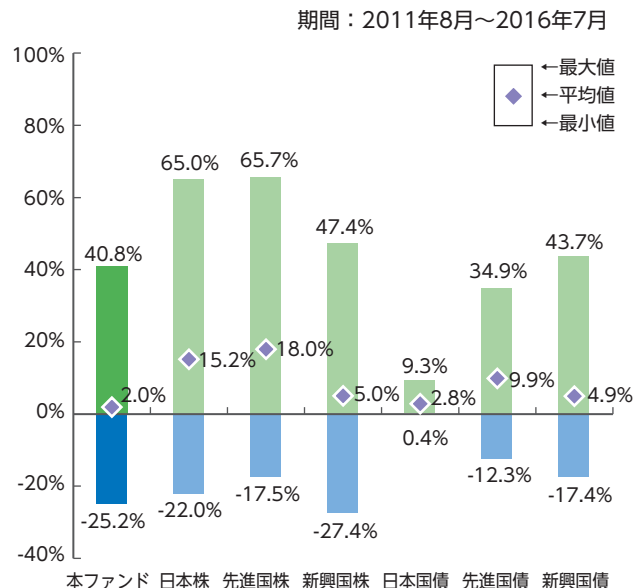
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

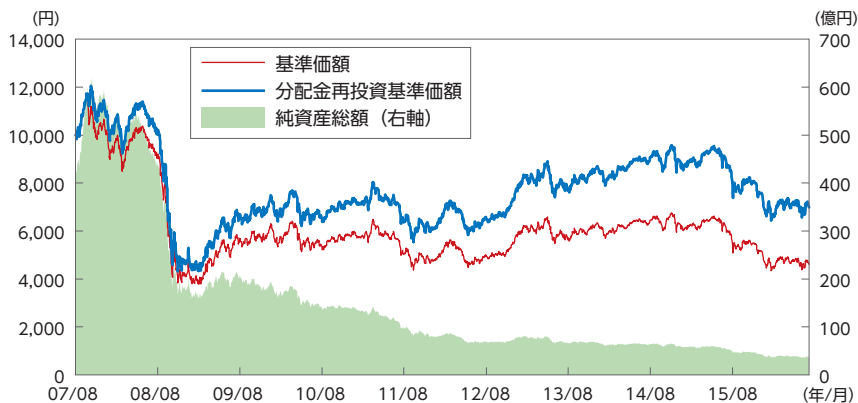
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2016年7月29日現在

基準価額・純資産の推移

2007年8月24日(設定日)～2016年7月29日



●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

基準価額・純資産総額

基準価額	4,607円
純資産総額	37.1億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	1.06%
3ヵ月	-4.26%
6ヵ月	-1.63%
1年	-20.03%
3年	-11.10%
5年	-2.38%
設定来	-30.23%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	15/7/21	15/10/20	16/1/20	16/4/20	16/7/20	直近1年累計	設定来累計
分配金	50円	50円	50円	50円	50円	200円	2,800円

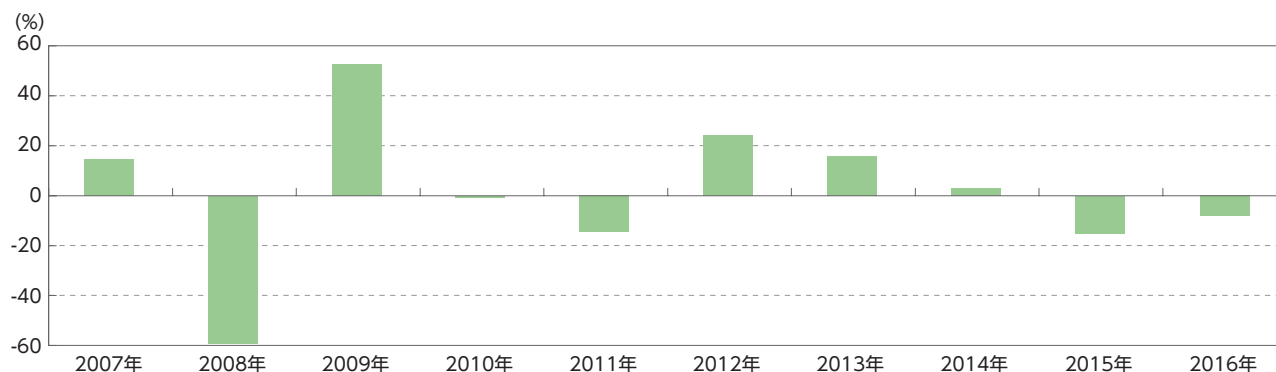
●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

資産配分比率*	比率	通貨配分比率	比率	上位銘柄	償還日	比率
エマージング株式	50.1%	米ドル	41.7%	エマージング株式	—	2.8%
エマージング債券(現地通貨建て)	24.6%	香港ドル	8.0%	ISHARES MSCI SOUTH KOREA CAP	—	2.6%
コモディティ	24.5%	ブラジル・リアル	5.6%	TENCENT HOLDINGS LTD	—	1.7%
現金等	0.8%	メキシコ・ペソ	5.4%	TAIWAN SEMICONDUCTOR	—	1.4%
合計	100.0%	インドルピー	5.1%	AIA GROUP LIMITED	—	1.1%
		インドネシア・ルピア	4.0%	エマージング債券(現地通貨建て)	2022/9/23	1.0%
		南アフリカ・ランド	4.0%	KINGDOM OF THAILAND	2021/12/17	0.9%
		マレーシア・リンギ	3.8%	UNITED MEXICAN STATES	2018/6/14	0.9%
		台湾ドル	3.3%	コモディティ	—	24.4%
		韓国ウォン	3.2%	S&P GSCI先物	—	36.0%
		その他	15.8%	合計		
		合計	100.0%			

*各投資信託証券の組入比率です。

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。
●2007年は設定日(8月24日)から年末までの騰落率、2016年は1月から7月末までの騰落率を表示しています。
●本ファンドにベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社によって異なります。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購入代金	原則として購入申込をされた日から起算して5営業日目までに購入代金をお支払いください。
換金単位	販売会社によって異なります。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購入・換金 申込不可日	英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日(以下「ファンド休業日」といいます。)
申込締切時間	「ファンドの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
購入の申込期間	2016年10月21日から2017年10月20日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。
購入・換金申込受付の 中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限(設定日：2007年8月24日)
繰上償還	受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年1月、4月、7月、10月の20日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として、3ヵ月毎の決算時に分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(1月および7月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
課税関係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。 配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 3.24%(税抜3%)を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。)			
		購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。			
換金時	信託財産留保額	なし			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して ①本ファンド		年率1.0044%(税抜0.93%)	
		(内訳)			
		支払先の配分 および 役務の内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.054% (税抜0.05%)
			販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.918% (税抜0.85%)
			受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等	年率0.0324% (税抜0.03%)
		②投資対象とする投資信託証券		年率0.80%程度	
		役務の内容	投資顧問会社	ファンドの運用 等	年率0.80%程度
		実質的な負担(①+②)		年率 1.8044%(税込) 程度	
		※上記の報酬率は、基本資産配分の場合のものであり、実際の報酬率とは異なる場合があります。 組入れ投資信託証券の運用報酬については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。 ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。			
		信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用等が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。		
随時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。)はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。			

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) に対して20.315%

上記は、2016年10月20日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

・20歳以上の方…毎年、年間120万円まで

・20歳未満の方…毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間(5年)以内に信託期間が終了(繰上償還を含む)した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額(NISA枠)を再利用することはできません。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo

(このページは目論見書としての情報ではありません。)

Memo

(このページは目論見書としての情報ではありません。)

